

第4回江南市自治基本条例検討委員会 議事録（要旨）

日 時 平成21年5月26日（火） 午後3時～5時
場 所 市役所3階 第2委員会室

議題：（仮称）江南市自治基本条例骨子案について

■はじめに

今回から条例の中身についての議論をはじめますが、その前に前回までの議論について合意しておきたい。

一般的に自治基本条例というと、自治体の運営全体に関する理念や原則・制度を定め、市民の権利を前面に定義するというのが代表的である。しかし、今の江南市は、市民の力を強めて市民と行政とが力を合わせ、まちづくりをどう進めるかが課題であり、江南市を元気にするための理念や制度・仕組みを規定したまちづくり条例が必要であるとの意見が多かった。よって、これから制定を目指す条例は、自治基本条例本来の趣旨である原理的な市民の権利にふれつつ、今ある江南市を元気にするための実践的・現実的な内容を規定した、両方の性格を取り込んだものとする。

これらを踏まえて事務局が作成した骨子案を出発点とし、言葉、内容等を少しずつ広げて形にしていこうと思う。江南市の課題はどこにあるかを意識しながら議論を進めたい。

～検討委員会議論～

■前文について

- ・戦略計画にも記載があるし、自治基本条例は市政の最高規範でありまちづくり条例ではないので、参考例文上から5行は必要ない。
 - ・参考例文上から5行は、江南市の特性や歴史・文化などの沿革をわかりやすく表現している。江南市を理解してもらい、親しみをもってもらうために必要な部分である。また、条例だけを見ても理解できるように、戦略計画と両方で条例でも示す必要がある部分ではないか。
 - ・「自治の主権者」という言葉を入れ、市民主権をはっきり表現したい。
- 「主権者とはこのようなものだ」ということがわかるよう、具体的な言葉で表現してはどうか。これから江南市が目指す姿をもう少し明瞭に表現したい。
- 例)・次世代の子供たちに未来あるまち（夢やハートを訴える言葉）
- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・平和都市宣言 | ・フレンドシップ事業 |
| ・木曾川の扇状地、肥沃な土地 | ・災害が少ない住みよいまち |
| ・外国人支援、国際交流、多文化共生 | ・男女共同参画宣言（今年度末予定） |
| ・戦略計画にある「生活都市」の機能の五項目 | |
- ・前文は、基本理念を簡潔に表現する部分である。細部の内容については、条文で具体的に触れていく。条例全体をなるべくわかりやすく表現することを意識したい。
- 参考例文のうち、少子高齢化以降6行が長い1文であるため理解しづらい。「市民主権」と「協働」を区切って整理し、二つがポイントであることを強調してはどうか。

■総則について

◆「(1) 市民」の定義について

○「公益」とあるが、共益的なものを含む意味で「公共」と表現した方がよいのではないか。「(5) 自治」の中では「公共」としてあるし、「(4) 協働」の中に市民とは別に企業が定義しており、市民に企業は入らないと考えられる。

○基本的には利益を第一に考える企業が、まちづくりの政策の形成や執行の際に、一市民と同じ立場で参加できるのか難しい部分がある。また、広く在学までを市民とすると、後に出てくる行政に対して請求権等を持つ市民には当てはまらない範囲が出てくる。よって、市民は以下のとおり市民、主権者市民、事業者等の三つに分けて定義すべきだと思う。

※市民：広く在住、在勤、在学までを定義する。

※主権者市民：行政に対して請求権（選挙権）を持つ市民を定義する。

※事業者等：団体をいう。一人企業は市民とする。

◆「(4) 協働」の定義について

・「対等な立場で目的遂行」とあるが、実体論として行政、市長と市民が対等であるとは言えない。江南市の行政が認めた「市民協働」を並べて定義してほしい。

※市民協働：協働のルールに沿って一人一人の市民が対等の関係で活動すること。

・「市民協働」で市民の自治意識を高めたうえで、行政と協力していく場面がでてくる。そこは「連携・協力」の言葉で定義したい。

・「協」の漢字には「対等」の意味がある。

・まちづくりにおいて「市民協働」が必要な場面はある。しかし今、条例を制定する際に問題とするのは、市民も行政も企業も全ての力が必要な場面、行政の機能も企業の事業体も必要な場面である。行政や企業の「機能」とは離れて一個人としての意見で話し合う場面は、政策の形成や執行の際に直接的には関わらない。

・骨子案は戦略計画の「協働」を尊重するものであり、市民協働研究会の「市民協働」を否定する表現である。

○「協働」を細分化した中に「市民」の「協働」がある。さまざまな主体が力を合わせた活動にはその他にも多くの体系がある。そういったさまざまな「協働」をすべて含んで広く「協働」と定義する。代替案として、「市民協働」の考え方は骨子案2ページのまちづくり活動での対等性の部分で表現できるのではないか。

・市民協働研究会、戦略計画の話が出ているが、それはそれである。前の事を言っているのは先へ進んでいかない。それぞれについて、誰も否定していない。尊重した上で今は自治基本条例をつくらうとしている。今まで学んだ事は頭に入れた状態で、それに固持せず新たに条例を検討する必要があるのではないか。

<ul style="list-style-type: none">・議論の反復が目立つので、注意しつつ進めていきたい。・前の議論がどうであったとか、いい悪いではなく、今、条例を制定する際に必要な場面や状況はどこにあるのかを意識しながら、言葉の定義等を行う必要がある。
